

権現堂の創建

平良 勝保（宮古郷土史研究会員）

はじめに

昨年10月25日から29日にかけて、「宮古権現鎮座四百年大祭」が宮古神社で行なわれた。周知のように宮古神社は、1925年(大正14)、祥雲寺西隣の寺山に与那覇勢頭豊見親と仲宗根豊見親を祭神として建立され、その後、1940年(昭和15)に祥雲寺向かいに古くからある権現堂を合祀し現在地に移転、神社を再建し目黒盛豊見親を合祀、現在にいたっている。なぜいま四百年祭なのか。『宮古権現鎮座四百年大祭記念誌』には「由来記」によると記され、『天正十八年(1590)大首里大屋子(地頭職)の平良が琉球王府からの帰途、遭難して高麗(朝鮮)に漂着。異国の賊として斬首されるどころ、故国の神々に祈り助命を得て五年間手厚くもてなされ、中国北京の滞在を経て、八年をしてやっと故郷に帰り着くことができた。平良はこれ皆、故国の神のお陰であると、波上宮の神々(熊野三神)を宮古に勧請し篤く祀った。(概略)』と記されています。これが即ち、宮古権現堂(社)の創始であり遙か四〇〇年前のこととあります」と記されている。典拠としている「由来記」とは何のことなのか不明確である。『琉球国由来記』か「御嶽由来記」のことだと思われるが、後述のように『琉球国由来記』、「御嶽由来記」、いずれにも平良大首里大屋子が1590年に朝鮮に漂流したということは記されていない。同じく、四百年前(1600年)に、権現が勧請されたということも記されていない。

本稿では四百年祭の是非は問わないが、史実は正確に伝えられる必要がある。宮古の歴史研究にかかわっているものとして、「宮古権現鎮座四百年大祭」の報告集である前掲の『宮古権現鎮座四百年大祭記念誌』の記述に対し、現時点で可能な限り、従來說(説話)を紹介するとともに、従来知られている史料に基づいて検証を行ない、権現堂の前史と創建・変遷を検討してみたい。

1 権現堂とはなにか

本論に入るまえに、権現とは何かについてふれておく。権現とは、神仏混交の本地垂迹思想により全国に広まった信仰である。すなわち、日本の神は仏が「権(かり)」の姿をとって「現」れたものであるとする信仰である。いま少しくわしく、加治順人『沖縄の神社』によって紹介する。

権現信仰とは、仏教が日本に伝来した六世紀以降、平安、鎌倉時代にかけて展開した

際に発生した信仰のことで、「日本で古来から信仰されてきた神社の神は、実は仏や菩薩が衆生（引用者注、生きとし生ける物）の救済のため権（かり）の姿をとって現れたものである。とする、「本地垂迹説（ほんちすいじやくせつ）」に基づき、全国各地に広まった信仰である。／その本地垂迹説とは、もともとインドで用いられた思想で、「土着の神々は、仏、菩薩の下位に在って、仏を守護する存在」として位置付けされたことからきたもので、それによって神と仏の従属関係が発生し、神は仏より下位にあるものとされ、それが日本では、神と仏は一体であり、神とは仏が仮の姿であらわれたものとしてとらえるようになったのである。／つまり日本の神々は、仏が民衆を救うために姿、形を変えて日本の地に表れたものであり、日本の「神」と仏教の「仏」は、実際は同じものであるとされ、それで、古来から信仰されてきた日本の神にも権現（仮に表れたもの）として名称を付け、熊野権現、春日権現、祇園三所権現、熱田権現、蔵王権現などの呼び名で呼び、従来以上の神徳があるものとして信仰されるようになった。／その本地垂迹説は、神仏混淆思想の拠り所として日本の神祇思想に長い影響を与え、明治の神仏分離令までその信仰は長く続くことになった。／また、本地垂迹説によって八幡神も「大菩薩」の神号で呼ばれ、神仏習合の神として信仰されるようになった。／このように、平安中期以降、本土の神社では本地垂迹説に基づき「神」と「仏」は同体不可分の関係として捉えられ、古くからある神社にも「仏」を祀る寺院が境内や境内近くに建立され「神宮寺」と呼ばれたのである。そして神宮寺の設置とともに、神社の祭りに僧侶が参加し読経することも行われるようになり、神社の祭祀にも仏教の影響が強くなっていった。／そして仏教と神社神道は平安以降混淆の様態を強め、それとともに僧侶と神職との垣根は狭くなっていった。／そのような流れのなか、特に山岳信仰や修験道と関わりが深い熊野の神が、真言宗系の仏教の影響を受け「熊野権現」として信仰を集め各地に伝播していった。それが、先述のように琉球にも伝わり、波上権現、普天間権現などとして信仰されていったのである。²

以上が権現信仰のあらましである。後に詳述するが、宮古の権現堂は、波上権現を勧請したものであり、さらに波上権現は熊野権現を勧請したものである。なお、前掲『宮古権現鎮座四百年大祭記念誌』にも、権現の由来については、触れられている。しかし、別人の説を引用したのは、若干の違いがあり、その違いを重要だと考えたからである。

2 権現堂の前史

沖縄の神社は、外来の神がほとんどである³。しかし、何も無いところに神社が建てられたわけではない。たとえば、波上宮は、霊石にまつわる伝承があり洞窟を伴っている。

識名宮や金武宮も洞窟である。宮古の権現堂は勧請した当初は、堂はなく、ささやかな茅屋であったとされる⁴。慶世村恒任は、この地には次のような伝承があることを紹介している。

昔、尻間の里に尻間美雅娥麻という月をもあざむく程の美女があったが、常に深閨に花として育てられ、誰一人も之を見たものがなかった。其の弟に一人の男児があって、或日友人と共に鬪鶏の遊びをしようと鶏を持って方々を歩いた。或若い男が彼の男児を見て、世にも斯かる美しい人の子あるものよ、と見惚れて嘆称した。彼の男児は之を聞き、否や否や我をそれ程美しいと仰っしゃるのは愚である。我が姉御を見せ申そうなら何と仰っしゃることであろう、といった。彼の男は打驚き、さては姉御が居坐さるゝか、それ程の美しい女人を一目なりとも見参らさば、今世の望はこれに過ぎたことはない、彼の児を取り入れて、姉御を見る謀をひそかに牒し合わた。斯くて翌日、彼の児は約した如く便所に行って態々足を汚し、姉御来てたもと声を張り上げて泣出した。側の木立の茂みには、彼の若い男が身をひそめて居た。召使の者が来て児を伴れ出そうとするけれども従わないので、よんどころなく彼の姉御が来て伴れ出した。ところが、彼の男は麗光にうたれて見ることは出来ずに終わったので、口惜しい事に思い、此の由を彼の児に語って、又第二の計を牒し合わた。翌日のことである。彼の児は、勝手口に行つて下水壺にはまり、又前日の如く、姉を呼んで泣き出した。召使いが来るけれども聞かないので、ついに姉女が来た。時に、彼の男は家の壁を背当てにして落着いてよく彼女を見た。彼女も恰度相合つて、男と見交わした。そして驚き且つ嘆じて曰うには、我は既に俗界の人に姿を現わし慾戒が滅んで靈光は明を失おうとする。急ぎ神境に入ろうと、走つて権現山に入ったが、姿はかき消す如く失せ果てた。父母兄弟は悲しんだが、詮ない事と、彼女が常に姿を映して愛用していた鏡を御霊代として御嶽を建て、祀っていたが、後で其の所に権現堂の建立せらるるに及んで共に合祀したという。鏡は今は盗難に罹つてなくなったという⁵。

慶世村恒任は、この伝承の御嶽・権現山が、戦前の権現堂（祥雲寺向かい）のことなのか、それとも別の場所のことなのか、明確に記していないが、権現を奉安した場所は、権現の勧請以前から聖地であったことを上記の説話は示している。沖縄の他の神社の由来と同じく、琉球古来の聖（霊）地観念と権現信仰との習合を見て取ることが出来る。権現の勧請は、単なる外来文化の受容ではない。在来の文化に習合する形で外来文化が受容されている。神道学者の鎌田東二氏は、「(縄文)日本人の根本哲学に基づいて、大陸から様々な形で文化文明が取り入れられていった。一中略一神神習合とは一中略一日本列島の特殊な風土条件の中で混血し混成されていったプロセスをいい、その混成的クレオール的文化

を神神習合文化ととらえるのである。一中略一その後仏教が伝来してきたときに、神仏習合や神儒仏習合などの習合文化が生まれた。沖縄風に言えばチャンプルー文化、現代思想的に言えばクレオール文化が生まれたのである。⁶⁾と指摘している。権現堂の前史は、権現信仰を受け入れた宮古の精神史を考えるうえで重要である。

3 権現堂の由来と朝鮮人の宮古への漂着

権現堂の由来について、「御嶽由来記」は次のように記している。

龍宝山祥雲寺縁記

龍宝山大権現<本地垂跡>

由来、往古、在所考しれまの平良大首里大屋子、琉球江登り帰帆之砌逆風に逢、高麗へ漂泊仕候。国人船中之者を搦捕、平良を大なる俎の上に居せ、首を切らんと仕候。其時、平良紅涙をなかし王城江拜し、指を以琉球の二字を書申候。高麗人、琉球人と心得候哉、則チ繩をとき赦し、五年養育致シ北京江送申候。三年在唐仕、御進貢御船より琉球江渡申候。八年の苦難ニ、仏神随喜のこゝろを發し、波上山大権現奉勧請、宮古島へ下り草庵を結び奉安置、信仰仕候。其先者悪魔外道多くして人を悩し候処、靈仏之御威光に変化退散、万民安樂致シ候。其後、慶長拾六年辛亥年、大和より当島御檢地之御使者御渡海の砌、宮建立、奉成遷宮候事⁷⁾

<意識>

由来は、往古、尻間に住む平良大首里大屋子が琉球へ登り帰帆の際、逆風に逢、高麗（朝鮮）へ漂流したことにある。朝鮮国の方は、船中の者を搦め捕らえ、平良を大きな俎（まないた）の上に乗せ、首を切ろうとした。その時、平良は紅涙を流し王城へ向かって拝み、指をもって琉球の二字を書いた。高麗人は、琉球人ということがわかかったらしく、繩を解きゆるし、五年養育し、中国の北京へ送った。三年唐（中国）に滞在し、御進貢船で琉球へ渡った。平良は、八年の苦難にもかかわらず帰国できたのは仏神のおかげであると随喜のこゝろを發し、波上山大権現を勧請し、宮古島へ下った。そして、草庵を作り結び安置し、信仰した。以前は悪魔・外道が多く、人を悩んでいたが、靈仏の威光のおかげで変化（悪魔・外道）も退散し、万民は安樂できるようになった。その後、慶長16年（1614）、大和から当（宮古）島へ御檢地に訪れた御使者が渡海してきたとき、宮を建立し、現在地に遷宮した。

上記のように、権現堂は、尻間の平良大首里大屋子が波上の権現を勧請してきたことに起源がある。しかし、その年がいつか、「御嶽由来記」は記していない。同時に、161

4年に「遷宮」したことは記されているが、遷宮以前の場所は記されていない。勸請年と勸請場所については、後にくわしく検討する。平良大首里大屋子らが無事に帰国できたのは、単なる幸運ではなかった。いまひとつの幸運があった。この幸運については、「御嶽由来記」は何も記していないが、「宮古島記事」（1753年）に次のように記されている。

一、野崎松原村之内、仲間めよくと申者へ高麗人打網相讓候由来の事

右中古、めよく有夜、獺として川満村前浜へ罷出候処、何国之者共不相知、唐人之様成者五人、小船ニ乗浜江来着候を見付来着候を見付、不審ニ存、則ち立寄見候得は、言語不通故、無是非手様を以宿へ列参り数日相養、帰帆之時ハ壺人ニ付粟壹俵宛餞別仕置候由、依之、めよく志を感高麗人より打網一けたより一つ返礼仕致帰帆候。是より打網並より相始為申由候。其以後、数年相経り万暦年間之頃、白川氏平良親雲上上国帰帆之砌、逆風ニ逢へ高麗へ漂流之時、平良供野崎黒かねと申もの、中途碑文立置候を見付、高麗人江不審仕候。高麗人申候は、先年此国のもの中山国の内麻姑山と申所へ漂着候処、滞在中野崎と申小村之者共預介抱、其恩沢難忘候付テ、万一麻姑山之者共漂着も有之候ハ、其恩儀報度と之謂を記置候段、申出候。依之、該黒かね涙を流し申出候は、私事野崎素生之者、右めよく親類之由申出候処、高麗人、則ち碑文立置候手元へ其段相告候哉、頓て駕物持迎候付、黒かね乍斟酌乗参候処、往古由来之筋を以、手様にて段々鑿穿致シ、其取持有之候。剩、めよく江の進物牛壺疋ニても候哉、干候テ粉に成、布袋ニ入給之、且、又もせんの様成物壺枚彼方届候様ニと誂申候。然は、黒かね帰帆ニは、平良供にて琉球へ被送届、干肉ハ琉球滞在中喰尽くし、もせんハ大破帰帆にて、めよく宿元付届為仕由ニ而、其もせんハ破壊相成候得共、末世之形見と格護仕候。右、めよく、積善之故にて候哉、其子孫、爾今繁栄仕罷在候事。

附 其頃は、在番詰無之、村々役人も不相立、法式等之定も無之以前にて、件之次第二も御座候半、古伝之通相記申候⁸。

<意訳>

一、野崎の松原村の内、「仲間めよく」と申者へ、高麗（朝鮮）人が打網相を讓ったことの由来

右中古（むかし）、「めよく」がある夜、獺（漁）のために川満村の前浜へ出かけたところ、何国の者とも知れない、唐人のような者五人が小船に乗、浜へ来着するのを見つけた。不審に思い立ち寄って見れば、言語が通じないため、しかたなく手まねをもって自宅へ連れてきて数日保養させた。そして、帰帆の時には一人につき粟一俵づつ、餞別として持たせた。このため高麗人は、「めよく」の志を感じ、「打網」一けた、「より」（意味不詳）一つを返礼に「めよく」へ贈与し帰帆した。それから「打網」並びに「より」

は始まったという。その後、数年を経た万暦年間、白川氏「平良親雲上」が上国し帰帆の際、逆風に逢い高麗へ漂流した。その時、平良の供に「野崎黒かね」という人がいた。「黒かね」は、途中で碑文が立てあるのを見つけ高麗人に、「その碑文は何か」と尋ねた。高麗人がいうには、「先年この国の者が中山（琉球）国の内、「麻姑山」（宮古島）という所へ漂着した際に、しばらく滞在した野崎という小さな村の者共に介抱された。その恩沢が忘れられず、万一「麻姑山」の者が漂着したならば、その恩儀に報いたいということが記されています」と答えた。彼の「黒かね」は涙を流し、「私は野崎生まれの者で、「めよく」は親類です」と申し出た。すると高麗人は、ただちに碑文を立て置いてあるところへ呼び寄せ、その段を報告した。やがて駕籠を持って迎えがあらわれた。「黒かね」は、遠慮しながらも乗ったところ、往古の由来の筋を、手まねで色々詳しく尋ね、世話をしてくれた。そのうえに、「めよく」への進物として、牛一匹分もあろうとする肉を干して粉にしたようなものを、布袋に入れ、持たせた。さらに「もせん」（毛氈＝「獣毛で作った布」かー引用者注）の様な物を一枚、彼方（めよく）に届けるようにと詠えた。「黒かね」は帰帆のときには、平良の供で琉球へ送り届けられた。干肉は琉球滞在中食べつくし、「もせん」は大破して帰帆したが、「めよく」の自宅へ届けられた。その「もせん」は破損しているが、後世の形見として今まで保管している。「めよく」の積善のおかげであろうか、その子孫は、現在繁栄している。

附 その頃は、「在番」（王府からの派遣役人）の詰めもなく、村々の役人もなく、法令などの定めもなかったので、詳しい記録がなく以上の様な次第である。古伝の通り記しました。

「御嶽由来記」と「宮古島記事」の記事は、同一事件の記録と思われる。前者は、「平良大首里大屋子」（平良親雲上）を中心にした記録であり、後者はその供である野崎の「黒かね」を中心にした記録である。「御嶽由来記」によれば、平良大首里大屋子は「指をもって琉球の二字を書いた」ために琉球人であることがわかり、助かった、と記している。「黒かね」が碑文を見付けたのは、その後移動の途中であろうか。いずれにしても、無事帰国できたのは、「めよく」の善行が大きな役割を果たしている。

宮古の権現堂は、「平良大首里大屋子」や「黒かね」らの朝鮮漂流と「仲間めよく」の朝鮮人の救助という善行が重なって、歴史の舞台に登場した。

4 権現勧請年の検討

「平良大首里大屋子」ら朝鮮漂流は、いつのことであろうか。「御嶽由来記」は、「往古」と記しているだけである。「宮古島記事」は、「中古」のことで「万暦年間」と記している。

「御嶽由来記」では、「往古」とは、おおむね古琉球の出来事を記すときに使用されている。「中古」とは、近世初頭を指す場合が多い。「宮古島記事」では、「往古」の用例はなく、「中古」は、前掲の事例のみである。しかし、「万暦年間」と記していることから、1573年から1619年まで間の出来事であることがわかる。稲村賢敷は、「勸請した平良大首里大屋子というのは四代目平良頭職白川氏恵本の事蹟であつて、嘉靖三十年（1551年）頃のことと思われる⁹⁾」と記している。根拠は示されていないが、「御嶽由来記」（仲宗根家本）の「平良大首里大屋子次第」に、白川氏で居所が「尻間」と記されているのは四代目だけであること¹⁰⁾、「宮古島在番記」にも平良大首里大屋子四代目は、「白川氏尻間前屋」の「恵本」であると記されていることから¹¹⁾、「御嶽由来記」の「平良大首里大屋子」は四代目平良頭職であると考え、そこから年代を推定したのであろう。しかし、稲村賢敷の説は、「白川氏」と「尻間」が一致するが、「万暦年間」の頭職ではないことに難点がある。島尻勝太郎氏は、『歴代宝案』によれば、萬暦十八年に太平山の士官要宇等が、部衆を率いて、米布を琉球に運び、風のために朝鮮に漂流した。琉球人であることがわかって厚く優恤し、これを遼東に送り転じて北京に送られた。鴻臚寺はこれを給養し、福建にやって貢船にのせて帰国せしめたことに対し琉球国からの礼状に朝鮮王から送られた謄分がのせられている。『在番記』によれば、萬暦十六年から二十二年の頭は、ヒシ屋、平良大首里大屋子、字ソラヒル、となつていいる。恐らくこの漂流（引用者注一「御嶽由来記」の平良大首里大屋子らの漂流）は萬暦十八年の『宝案』の謄文にある要宇等と同一人物であろう¹²⁾としている。漂流年については、『歴代宝案』を典拠にして、「萬暦十八年」としているが、権現の勸請年については、直接ふれていない。『歴代宝案』の記事は、万暦25年8月6日付の朝鮮国王から琉球国への咨文（原漢文）であるが、琉球国王から朝鮮国王への咨文が引用されていることに留意しなければならない。全文は稿末にを紹介するが、この点をふまえながら読み下しで引用し、権現の勸請年について検討してみたい。

万暦十八年本国所属の太平山の士官要宇等、部衆を率いて米布を進運して来国す。風を被りて貴轄の港地に飄到す。津隘（狭い港）にて査審したるにこれ琉球人に係る。優恤はなはだ厚し。官を差わして遼東に導送し、転じて京師（北京）に詣らしむ。伏して、欽差鴻臚寺（宮中の慶弔を司る官庁）序班（官名）の護給・応付して、直ちに福建に至りて貢船に順搭して帰国せしめ、復故土に還さしむるを蒙る¹³⁾。

この部分は、「本国所属の太平山」とあり、また「貴轄の港地」とあることから明らかなように、朝鮮国王が琉球国からの咨文を引用している部分である。冒頭部に、「万暦二十三年二月初八日、賀至の陪臣刑曹参判閔汝慶等、貴（琉球）国の咨を齎到するに前事あり¹⁴⁾」とあることから、万暦23年（1595年）にもたらされた琉球国からの咨文の引

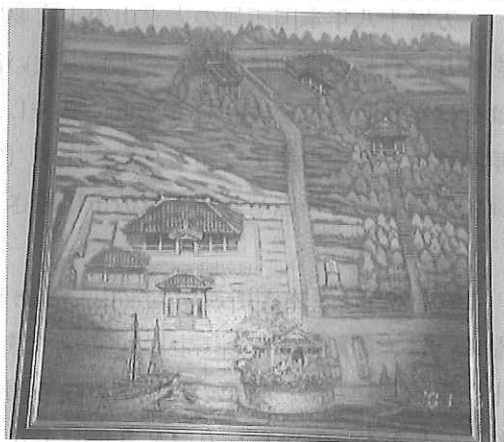
用であろう。朝鮮国王自身の咨文では、「万曆十八年の間、貴邦人民、船に駕して敵境に漂到する者あり¹⁵⁾」とある。「要宇等」が平良大首里大屋子の一行のことだとすれば、平良大首里大屋子らは、1590年に朝鮮に漂流し、1595年2月8日までは、帰国していることになる。そして、権現の勧請年も、1595年2月8日以前ということになる。しかし、「御嶽由来記」の朝鮮に5年、中国に3年滞在したという記述と一致しない。もちろん、「御嶽由来記」の記述が誇張だと考えることも可能である。「宮古島記事」には滞在年数について何も記されていない。

5 権現の勧請場所と遷宮

最初の勧請場所について、稲村賢敷は、「先に天神が顕れて先祖祭の神教を垂れたという言い伝えのある尻間の里に波上大権現の勧請があったのである¹⁶⁾」と述べている。尻間は、旧沖縄県宮古支庁の裏庭あたりであるが、「雍正旧記」の「尻間御嶽」の項によれば、「あほ」（アブ＝縦穴洞窟）があったと記されている¹⁷⁾。先述の他の琉球八社の創建事例と考え合わせると、聖（霊）地的要素がある。しかし慶世村恒任は、権現堂の前史にまつわる説話を紹介しつつも、移転したことについてまったく触れていない。慶世村恒任が『宮古史伝』を執筆した当時は、権現堂は祥雲寺の向かいにあったはずである（宮原昌茂回想画参照）。「古くからある神社にも「仏」を祀る寺院が境内や境内近くに建立され」（前掲）とすれば、権現の近くに祥雲寺が創建された可能性もある。

『琉球国由来記』は、「其後、万曆三十九辛亥<大和慶長十六>年、薩州ヨリ当島御檢地之御使者、御渡海之砌、宮御建立、奉成遷宮也。祥雲寺者、権現勧請之後建立¹⁸⁾」と記し、宮を建立の後、祥雲寺が建てられたとしている。『球陽』は、「神社並びに寺院を平良の地に創建す。其の寺を名づけて竜峯山祥雲寺と曰ふ。即ち、達磨大師・釈迦如来を奉ず。蓋ふに陶瓦を以てし、大権現を奉移す¹⁹⁾」と記している。『琉球国由来記』に比べて、祥雲寺と権現堂の不離一体性が強調され、文脈からするとあたかも同一の場所に設置されたかのようなのである。しかし、先述の宮原昌茂の回想画によれば、祥雲寺と権現堂は道を隔てて向かいあっている。あるいは、堂は最初は祥雲寺境内に設置され、さらに移転したのであろうか。

以上の検討を要約すると次のようになる。①最初から旧権現堂の場所に勧請され、外にあった権現を「宮」を建て、内に入れた。②最初尻間に勧請され、1611年に旧権現堂（祥雲寺向かい）に移転した。③



「蔵元と其の周辺図」（宮原昌茂作）

最初尻間に勧請され、1611年に祥雲寺境内に移転し、さらに祥雲寺向かいに移転した。
④祥雲寺境内が最初の勧請場所、その後祥雲寺向かいに移転した。という、四つの説を
考えることができる。いずれの説も甲乙つけがたいが、慶世村恒任が説話を紹介しつつも、
その場所にふれていないことは、旧権現堂の場所そのものが説話の場所そのものではない
だろうか。すなわち、①の説が有力であるように思われる。

むすびにかえて

権現堂は、現在はない。昭和18年(1943)、宮古神社に合祀されたことになって
いる。権現を宮古神社へ合祀するにあたっては、戦前、立津春方がその移転反対している²⁰
が、その論理は、時勢も絡んでおり、神道に関する知識が弱い筆者には、十分に理解でき
ない。ここでは、合祀の是非を検討するわけではないので、深入りはしない。しかし、宮
古神社が、その起源を権現の勧請にまでさかのぼるのであれば、最初の権現勧請場所は、
世俗との交わりを避けた美女が神となり、美女が愛用していた鏡を御霊代として御嶽を建
てて祀っていたが、そこに権現堂の建立されるにあたって合祀したという伝承も語り伝
えなければならないであろう。在来の聖(霊)地であったことは、宮古神社の由来にとっ
ても重要なことだと思われる。また、平良大首里大屋子の権現勧請にまつわる話だけで
なく、平良大首里大屋所に同行した「野崎黒かね」や「めよく」の朝鮮人救助の善行につ
いても、伝えていかなければならないであろう。

勧請年については、『歴代宝案』に1590年に朝鮮に漂流した太平山の土官「要宇」
らが平良大首里大屋子である可能性が高く、もしそうだとすれば、1595年以前であ
ろう。しかし、「御嶽由来記」などの史料と朝鮮・北京の滞在年数が一致せず、確定でき
るほどの根拠はない。『宮古権現鎮座四百年大祭記念誌』は、権現勧請に関する史料として、
「御嶽由来記」と『琉球国由来記』と『遺老説伝』を提示している²¹が、これまで述べて
きたように、これらの史料には、漂流年はおろか勧請年も書いていないのである。『宮古
権現鎮座四百年大祭記念誌』に示されている史料のうち『遺老説伝』には、宮古の権現勧
請にまつわる話は記されていない²²。『球陽』の読み下しを載せたものと思われる。権現
の勧請年については、稲村賢敷が「嘉靖三十年(1551年)頃」と述べている。『平良
市史』(島尻勝太郎)は、『歴代宝案』を引用しつつ、平良大首里大屋子の朝鮮漂流年を
示している。『宮古権現鎮座四百年大祭記念誌』は、典拠を示していないものの「天正十八
年(1590)大首里大屋子(地頭職)の平良が琉球王府からの帰途、遭難して高麗(朝
鮮)に漂着」と記し、明かに『平良市史』に拠っている。この説は、島尻勝太郎氏が『歴
代宝案』のオリジナルな研究に基づき提示した説であり、400年祭の根拠にするならば
その学說的プライオリティー(優先権)を認め評価したうえで引用すべきだと思われる(も

つとも同書には権現の勧請年は記されていないのだが)。本稿では、勧請年に焦点をあてて検討してみた。

付 記

筆者は、『宮古毎日新聞』（2001年3月1日付）に、「権現堂の創建年は、一五九七年である可能性が高いと思う」と書いたことがある。しかし、これは史料を十分に読み込んでいなかったことから生じた誤りであった。その後、史料を丹念に検討し誤りに気がついた。機会を得たので、本稿を草することになったが、時間がなく、『李朝実録』等の朝鮮側史料にあたることができなかった。朝鮮側史料の発掘が進むことを期待したい。

*1 『宮古権現鎮座四百年大祭記念誌』（平成13年1月15日、宮古権現鎮座四百年大祭実行委員会）、46頁。

*2 加治順人『沖縄の神社』（2000年10月30日、ひるぎ社）、60～61頁。／（スラッシュ）記号は、原文では改行されていることを示す。

*3 琉球八社と呼ばれる神社の祭神のみ紹介する。1. 波上宮、熊野三神。2. 沖宮、熊野三神。3. 安里八幡宮、八幡大菩薩。4. 識名宮、熊野三神。5. 末吉宮、熊野三神。6. 天久宮、熊野三神。7. 普天間宮、熊野三神、8. 金武宮、熊野三神。前掲『沖縄の神社』および『沖縄大百科事典』（1983年5月30日、沖縄タイムス社）を参照。

*4 慶世村恒任『宮古史伝』（昭和51年復刻版）、157頁。

*5 同前。157～159頁。なお、引用に当たっては、旧仮名遣いを現代仮名遣いに、旧漢字を新漢字にあらため、また適宜句読点を追加し、読者の便宜をはかった。

*6 『神道とは何か』（2000年、PHP研究所）、89～90頁。

*7 前掲『平良市史』第三巻、29頁。底本は、仲宗根家本。そのまま『平良市史』の翻刻を引用したのではなく、底本に従って変体仮名を漢字で筆耕しているところや旧漢字を新漢字に改めた。また、適宜句読点を入れ、漢字の助詞「てにおは」を斜体字にして読者の便宜をはかった。たとえば、者=は、之=の、江=へ、など。以下近世候文史料引用に当たっては、同じ。

*8 前掲『平良市史』第三巻、60頁。

*9 前掲『宮古島庶民史』、351～352頁。同様の説は、262頁でも展開されている。

*10 前掲『平良市史』第三巻、36頁。

*11 同前、90頁。

*12 『平良市史』第1巻（1979年、平良市役所）、143頁。

*13 『那覇市史』第1巻4（昭和61年、那覇市役所）、219頁。

*14 前掲『那覇市史』、220頁。

*15 同前、218頁。

*16 前掲『宮古島庶民史』、351頁。

*17 前掲『平良市史』第三巻、41頁。

*18 『定本琉球国由来記』（平成9年、角川書店）、471頁。

*19 『球陽』読み下し編（昭和49年、角川書店）、175頁。

*20 『平良市史』第4巻（1978年、平良市役所）、「宮古神社移転造営に関する件」（360～399頁）。

*21 前掲『記念誌』、41頁。

*22 『遺老説伝』（昭和53年、角川書店）を参照。

一七二 朝鮮国王より琉球国あて、礼物贈与についてのお礼の咨文

朝鮮国王為敦隣好酬厚恩事万曆貳拾
参年貳月初捌日有

賀至陪臣刑曹参判閔汝慶等齎到

貴国咨前事物照海邦俱都禹績續惟祖
父継守封疆講信修睦始終匪懈深堅

帝臣之戴幸尾

*戴：颯による
固には戴とある

上国之塵忝以幼冲萃署国事日夜憂勤乾
乾惕若涖恐弗堪奈生同覆戴地隔北南
雖無由会晤一堂実馳思於肝膈為照上
年本国所差進

貢官員

*通：虫損

颯・固による

京師常遇貴国使臣傾蓋与語備聞荷詢人
民政事土地物産婦踵啓知足見重勞遠
念此情此義令人激切感佩數歲之船往
来以通音信而凶報一念須臾不忘及照
万曆拾捌年本国所屬太平山土官要宇
等率部衆進運米布来国被風飄到貴轄
港地津隘查審係是琉球人民優恤甚厚
差官導送遼東轉詣

京師伏蒙

欽差鴻臚寺序班護給応付直至福建順搭

貢船帰国復還故土陳情宣布録白厚恩愛

朝鮮国王、隣好を敦くして厚恩に酬いんが事のためにす。万曆二十三
年二月初八日、賀至の陪臣刑曹参判閔汝慶等、貴国の咨を齎到するに前
事あり。

窺に照らすに、海邦はともに禹の績に都す。緬に惟うに、祖父封疆を
継守し、講信、修睦して始終懈らず。深く帝臣の戴を堅くす。幸いに、
上国の塵に尾して、忝なくも幼冲をもって挙げて国事を署し、日夜憂勤
すること、乾乾惕若たり。涖みて堪えざるを恐る。奈んせん、生は覆載
を同じくするも、地は北南に隔てらる。一堂に会晤するに由なしといえ
ども、実に思を肝膈に馳す。為照に上年本国の差せる所の進貢官員、京
師にて常に貴国使臣に遇い、傾蓋してともに語り、備に聞く。荷くも人
民・政事・土地・物産を詢い、踵を帰して啓知するに遠念を重勞するを
見るに足る。この情、この義、人をして激切感佩せしむ。數歲船乏しきも
往来してもって音信を通ず、報を凶るの一念須臾も忘れず。及照らすに
万曆十八年本国所屬の太平山の土官要宇等、部衆を率いて米布を進運し
て来国す。風を被りて貴轄の港地に飄到す。津隘にて查審したるにこれ
琉球人民に係る。優恤はなはだ厚し。官を差わして遼東に導送し、転じ
て京師に詣らしむ。伏して、欽差鴻臚寺序班の護給・応付して、直ち
に福建に至りて貢船に順搭して帰国せしめ、復故土に還さしむるを蒙
る。陳情宣布すれば厚恩もて、主および庶を愛しむを録白し、微にこれ
を尽くすなり。挙国臣僚とともにただ碑に勒し銘を刻して功德を頌賛す
るのみ。ここに歳貢期なれば、特に正義大夫鄭礼・使者馬富多・通事蔡
奎等を差わし、表を齎して京に赴き進貢するに、瓊瑤の報なきを赧す。

＊勅：虫損

圖による
固には勅とある

主及庶徴(てい)尽此矣 与举国臣僚惟勒碑
刻銘頌繕功德而已茲歲

貢期特差正議大夫鄭礼使者馬富多通事

蔡奎等齎

表赴

京進

貢藏無瓊瑤之報顯具後開絹匹珍藏恭托

使者帶回獻上以伸葑菲微誠伏斬貴国祚

綿山海万世親藩屏之固寿齐岡岳億代

仰者頤之尊薰翰衷曲謹此箋申万望照

驗鑑納等因准此為照我

皇上声教所暨普天之下凡有民社冠帶而国

者皆

皇上臣子也即有俱

北面受

命為兄弟之義豈宜以遠近殊哉然敝邑距

京師三千余里

貴邦涉風汛約可幾日程以抵南徼由之

以至

京師又乃陸千余里蓋二国相距不啻万里

之遠而不得躬

朝聘以聚

京師則又何因以得邂逅交際之私耶独行

頤もつぱら具して後に開するの絹匹・珍藏は、恭しく使者に托して帶回献上せしめ、もつて葑菲の微誠を伸べしむ。伏して斬むらくは貴国の祚、山海に綿がりて万世、藩屏の固きを親、寿は岡岳に齊しくして億代ならんことを。者頤の尊、薰翰の衷を仰ぎ、曲にこれを謹みて箋申す。万望すらくは照驗して鑑納せられよ等の因あり。

これを准け為照に、我が皇上の声教の暨ぶところ、普天の下、凡そ民社冠帶ありて、国たるものは皆皇上の臣子なり。すなわちともに北面して命を受くるあるは、兄弟の義なり。あに宜しく遠近をもつて殊なるべけんや。然るに敝邑は京師を距ること三千余里なり、貴邦は風汛を涉り、約幾日程にしてもつて南徼に抵るべく、これ由りもつて京師に至ること、またすなわち六千余里なり。けだし二国あい距ること、ただに万里の遠きのみならず、躬ら朝聘してもつて京師に聚するをえざれば、則ちまた何によりてもつて邂逅交際の私をえんや。独り行人の往来、時にあい値いて、その土地・風俗を談ずるあり。これによりてこれを得、髣髴として、もつて怛怛の衷を慰むる者は想いはこれに同じきなり。来咨あり。この情、この義、人をしてこれを激切せしむ、という。あに重ねて相感ぜざらんや。及査するに、万曆十八年の間、貴邦人民、船に駕して敝境に漂到する者あり。訳審するにそれ他にもつて事をなすなし。矜哀すべきは、我人と何ぞ異ならんや。すなわち官を差わして遼東に押送し、もつて備に奏知して転解せしむ。闕を顧りみて一咨もて相聞する者あり。敝邑は義として私交を謹むに縁るといへども、壤地のあい接せざるに於いてまた多くその不敏を見るなり。すなわち一尺の書を辱くし、副そえるに両色の幣をもつてす。委曲遠問して辞して曰く、相謝する

水悒…虫損

圖・固による

＊到…虫損

圖・固による

人之往来有時相值而談其土地風俗因
此得之髣髴以慰悒悒之衷者想同之也
來咨此情此義令人激切之云豈不重相
感哉及查万曆拾捌年間有

貴邦人民駕船漂到敝境者而訊審其無

他以為事可矜哀与我人何異即為差官

押送遼東以備

奏知軫解而顧闕一咨相聞者雖緣敝邑義

謹私交於壤地之不相接亦多見其不敏

也酒者辱

一尺之書副以兩色之幣

委曲遠問而辭曰相謝夫馬牛其風末界

之微事而越逐不復則昔有常刑況我友

邦俱奉

皇上仁威敢有獲其人物或攘或殘而不還之

理耶此而得

謝則愧矣然賴

好音而見

不遐之心何幸何幸鄙忱無以宣導後開

土物非薄用付進

賀冬至令節陪臣奇自獻齋到

京師遇有

貴邦使臣即与交送自前式年如是者再

而未遇今亦難必也惟幸万里

は、それ馬牛、それ風するは末界の微事にして、越逐して復さざれば、

すなわち昔は常刑あり。況や、我が友邦はともに皇上の仁威を奉じ、

あえてその人物を獲て、或は攘し、或は残して還さざるの理あらんや。

ここに謝をえればすなわち愧なり。然れども好音に頼りて、不遐の心

を見る、何と幸いなるかな。何と幸いなるかな。鄙忱もって宣導するな

し。後に土物の非薄を開し、もって冬至令節に進賀するの陪臣奇自獻に

付して齋して京師に到らしめ、貴邦の使臣あるに遇えば、すなわちとも

に交送せしむ。前二年よりかくの如くするも、再にして未だ遇わず。い

また必しも難きなり。ただ幸わくば万里相領するの外、祝るところは

時に順いて加愛し、紙に臨み、恣恣の至に勝えず。これがためまさに回

咨を行うべし。請うらくは照驗領納して施行せられよ。須く咨に至るべ

き者なり。

計開す

白苧布二十四

白綿紬二十四

人参二十觔

右、琉球国に咨す

万曆二十五年八月初六日

隣交を教くし、厚恩に酬いんが事

咨す

注①刑曹参判 刑曹は朝鮮李朝の六曹（刑、吏、戸、礼、兵、工曹）

の一つで、法律、裁判等を司った。長官を判書といい、参判は次官

クラス。②禹の績に都す 「天、多辟に命じて禹の績に都す」（詩

経、商頌殷武）の引用。諸侯が各々大禹の治水の功業の地に都邑を

定めたとの故事。③日夜…惕若たり 日夜乾乾、憂勤惕で、日夜

＊自…虫損
圖による

相領外所祝

順時加愛臨紙不勝恣恣之至為此合行

回咨請

照驗領納施行須至咨者

計開

白苧布式拾匹

白綿紬式拾匹

人参式拾觔

右 咨

琉球国

万曆貳拾伍年捌月初陸日

敦隣交酬厚恩事

咨

おこたらず政務に励み、勤めを憂うれいて、おそれつつしむこと。④激

切感佩せしむ 深く感激して忘れないの意。⑤遼東 中国遼寧省の

南部、遼東半島のことか。⑥鴻臚寺序班 鴻臚寺は明清代の官庁名

で宮中での朝賀や慶弔の儀式、また来朝した異民族の接待を掌る。

序班は官名で鴻臚寺に属し、百官の班次を序することを掌った。⑦

蔡奎 久米村蔡氏（支流）の八世。生没年不詳。稲福親雲上。一五

四八〇？ 尚寧王代の貢使。⑧耆頤の尊 高齢者としての尊。⑨薰

翰の衷 御書簡中に示された真心の意。⑩悒悒の衷を慰む 楽しま

ず、うれえ思う心を慰めるの意。⑪鄙忱 私の心中、我がおもい。

⑫冬至令節 冬至の賀節のこと。⑬恣恣の至 はげみはげむ思いに

たえない。

『那覇市史』資料編第一巻四
歴代宝案第一集
昭和六十一年三月三十一日
那覇市役所